

令和4年度第2回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和4年10月13日（木）

10:00～11:00

方法：Zoom

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部少子化対策局長）

3 議題

多子世帯応援クーポン事業等の見直しについて

（1）説明

（2）意見交換

4 閉会

多子世帯応援クーポン事業の見直しについて

資料1

事業開始の背景 (H28)

- ・平成28年度に「子供は2人まで」の固定観念を変えるため、前知事及び県内市町村長をメンバーとした「少子化対策協議会」を立ち上げ、「多子世帯応援クーポン事業」開始（平成29年度～）

- ① 県事業 第3子以降を出生した世帯へ5万円分のクーポンを配布
- ② 市町村独自事業への補助 第3子以降への市町村の独自事業に対して最大50,000円/1人(補助率1/2)を補助

当初の事業目的

- ①多子世帯に係る負担軽減,②子育てサービス利用促進（産業育成）,③社会全体で多子世帯を応援する気運醸成

県民ニーズ・エビデンス

- ・「少子化対策深掘り調査(R4.6)」では「第1子が生まれた世帯が最も育児の心理的・肉体的負担感が大きい」
- ・「婚活中・子育て中等の当事者との少子化対策意見交換会(R4.7)」では、第3子以降の補助ではなく、第1子から支援をするべきとの意見

再構築案

- <目的> 全ての生まれてくる子供（第1子から）の支援を行い子育ての楽しさを感じられる社会の気運醸成
- 県事業→令和4年度で廃止(ただし来年3月までに生まれた子は対象)、市町村事業への補助の見直し

今後の工程案について

多子世帯応援クーポン事業の廃止について

<令和4年度>

①多子世帯応援クーポン事業
令和4年度出生世帯まで ~R5.3.31

②市町村独自事業への補助
令和4年度で廃止 ~R5.3.31

<令和5年度>

申請期間 R5.6.30	利用期限 R5.12.31	換金申請期限 R6.1.31
-----------------	------------------	-------------------

<New> 子育て応援ギフト事業案

内 容：ギフト（ベビーボックス等）の配布

対 象：生後6カ月以内の埼玉県内の住所に住民登録
された赤ちゃん

補助率： 県2/3 市町村1/3 補助上限額： 1人当たり10,000円
(1人当たり最大15,000円のギフト)

多子世帯応援クーポン事業の見直しについて

県事業（多子世帯応援クーポン事業）の廃止について

①廃止時期について

令和4年度で廃止。**令和5年3月**までに第3子以降の子を出生した世帯にチケットを配布する。
従前は出生年ごと（例：令和4年度事業の対象→令和4年生まれ）であったが、令和4年度のみ令和5年1月～3月生まれも追加で対象とする。

対象：令和4年1月～令和5年3月出生世帯

申請期限：令和5年6月末まで

利用期限：令和5年12月末まで（換金申請は令和6年1月末まで）

②市町村の方をお願いしたいこと

・チラシの配布について

母子手帳交付時等（妊娠中の方）には配布しない

出生届時等（～R5.3.31生まれ）に配布

・広報について

配布しているポスターは、掲示を終了

令和5年度以降に発行する市報等では、「3キュー子育てチケット」について掲載しない

ホームページに申請期限を載せている場合は、「令和5年6月30日まで」に統一をお願いしたい

R4.1.1～R4.12.31生まれ
現行のチラシ配布○

R5.1.1～R5.3.31生まれ
現行のチラシ配布×

作成次第～R5.3.31生まれまで
新規作成のチラシ配布

市町村補助(新事業案)について

子育て応援ギフト事業案

- (1) 趣旨 市町村は、現物支給を通じて子育て世帯と確実につながるとともに、出産前から子育て支援へのきっかけを作り、孤育てやワンオペ育児などを防止する
- (2) 内容 育児用品の詰め合わせ(ベビーボックス)、一時保育利用券、金券等の複数メニューから選択。ギフトは市町村が決定し、県は市町村を補助する。事務費は市町村に負担をお願いする。
- (3) 対象 生後6カ月以内の埼玉県内の住所に住民登録された赤ちゃん
＜参考＞ 出生数の推移 R1:48,298人 R2:47,328人、R3:45,424人 (人口動態統計)
- (4) 補助率 2/3 補助上限額：1人当たり10,000円 (1人当たり最大15,000円のギフト)
(県2/3,市町村1/3)

新事業案実施の留意点について

新事業実施の留意点

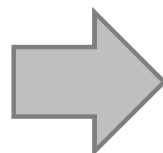
- ① **総事業費及び1人当たりの支給額（現物含む）が増えていること**
（子育て支援をさらに推進するため、市町村費が減額にならないこと）
- ② **ギフトとして複数のメニューを用意すること**
（既存事業からさらに進化するものに。現金給付のみ等は不可。）

パターン1

(現行)
総事業費：5,000千円

市町村費 5,000千円

子1人につき「5千円」分を支給



(新事業)
総事業費：15,000千円

県補助 10,000千円

市町村費 5,000千円

子1人につき「1万5千円」相当のギフト



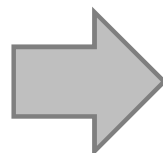
新事業案実施の留意点について

パターン2

(現行)
総事業費：5,000千円

市町村費 5,000千円

子1人につき「5千円」分を支給



(新事業)
総事業費：10,000千円

県補助 6,666千円

市町村費 3,334千円

子1人につき「1万円」相当のギフト

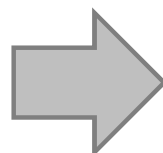
NG

パターン3

(現行)
総事業費：5,000千円

市町村費 5,000千円

子1人につき「5千円」分を支給



(新事業)
総事業費：5,000千円

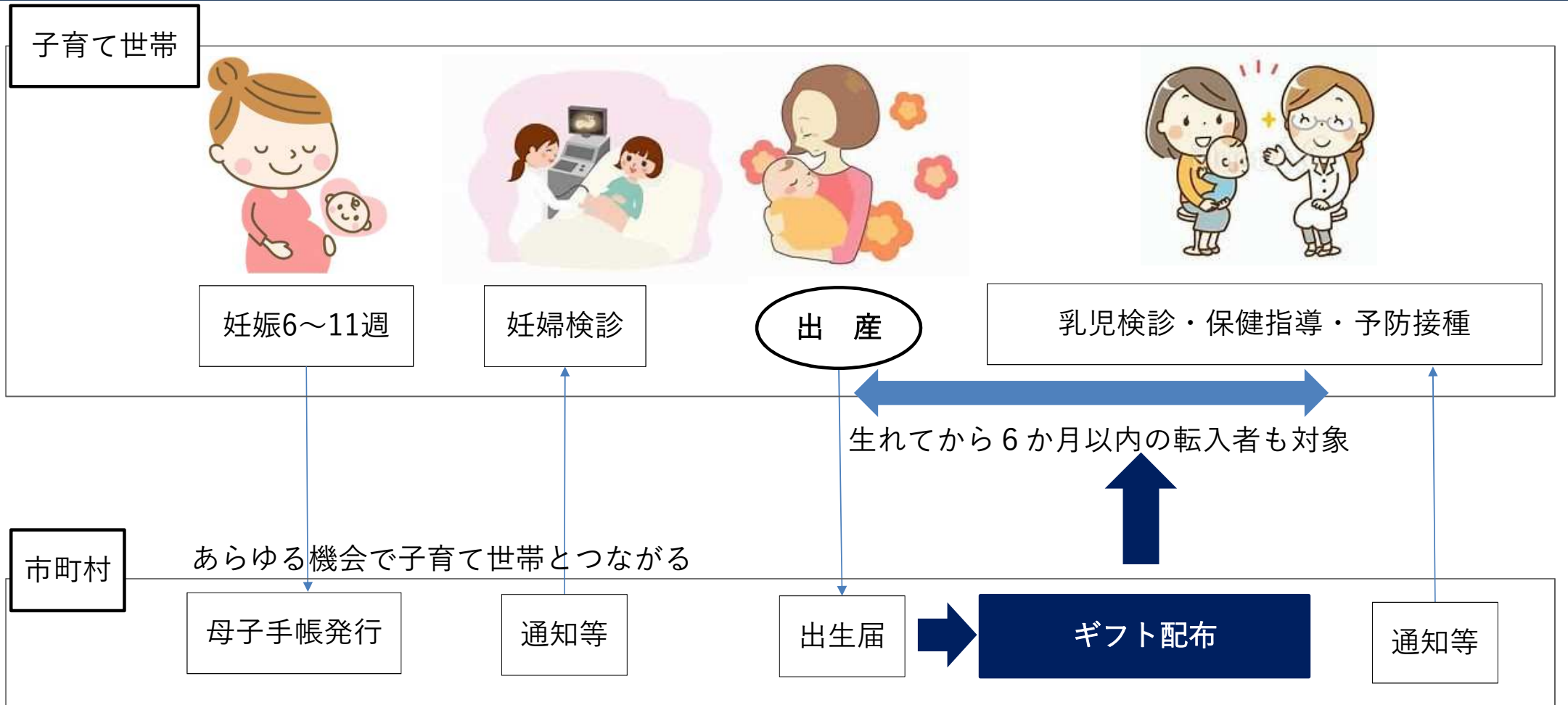
県補助 3,300千円

市町村費 1,700千円

子1人につき「5千円」相当のギフト

NG

新規事業のイメージ



新規事業のイメージ

ベビーボックスの実施例

滋賀県 「SHIGA SMILE BABY PROJECT～ありがとうの贈り物～」

滋賀県と包括的連携協定を締結する生活協同組合コープしがの職員が各家庭を訪問し、しがっこパスポート（子育てリーフレット）、近江米、滋賀ならではの祝い品や企業協賛品（おしりふき、おむつなど）などを、かばんに入れて配達。



令和3年11月時点配布物

新規事業のイメージ

ベビーボックスの実施例

山形県 「ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業」

山形県内30市町村（令和2年3月1日現在）が事業を実施。

各市町村で、工夫を凝らした応援メッセージや子育て支援パンフレット、地元特産品を使用したベビー用品等の赤ちゃんギフトを、各市町村の母子保健コーディネーター、助産師又は保健師等が訪問又は市町村役場等の窓口で贈呈。

1 応援メッセージカード（必須）

妊娠・出産・誕生・子育てを社会全体が応援するメッセージを記入したもの

2 子育て支援パンフレット（必須）

妊産婦や子育て家庭を対象にした各種制度や保育園・一時預かり等の子育て支援サービスを一覧にしたもの

3 赤ちゃんギフト（任意）

育児用品や地元商店街商品券等の妊婦や乳児に役立つ物品や商品券等

新事業案「子育て応援ギフト事業」実施に当たっての課題 類型分け

資料2

項目		課題	対応(案)
既存事業	既存事業からの移行について	令和4年度の既存事業(現金給付等)をそのまま新事業で対象とすることはできないのか?	現状の各市町村の事業は、現金給付又は商品券等の配付だと思うが、対象者が選択できるようにメニューを複数用意してほしい。
	既存事業からの移行について	令和4年度の既存事業(現金給付等)を、ギフトの一部として組み入れることは可能か?	基本的に可能としたい。
予算確保	交付時期	補助金の交付時期はいつになるのか?(1度市町村で立替が必要なのか?)	これまでの市町村補助と同様、年度末に実績を確認してから支払いを想定(1度市町村での立替が必要)。
	開始時期	年度当初から事業を開始することが必要か?それとも、任意の時期から開始でよいのか?	開始時期は任意だが、対象期間は令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)を想定しており、住民のために極力早く開始していただくことが望ましい。
	開始時期	事業開始が年度途中となった場合、対象者は遡及適用して差し支えないか?	要件に該当する者であれば、遡及して適用可能。ただし、同一年度内の範囲に限る(R5事業でR4年度生まれに適用することは不可)。
	追加交付	想定よりも対象が増えた場合、追加で補助金の交付を求めることは可能か?	変更申請により可とする予定(これまでの市町村補助と同様)。
	負担割合	チケット事業は全額県負担だったが、今回の事業も全額県負担で実施できないのか?	新規事業は、市町村の取組を支援する枠組みとなっている。そのため、あくまで市町村が行うものについて、2/3補助する仕組みとしている。ご理解いただきたい。
対象経費	対象外の経費	事務費は除くとのことだが、他に対象外になってしまう経費はあるか?	2/3については、あくまで住民の手に届くギフトの中身に関するものを対象とする。そのため、送料や人件費、事業者業務委託した際の費用等は対象外となる。
	対象外の経費	品物の選定から配送等まで全て業務委託という形式でも、全額補助金の対象となるのか?それとも事務費相当額を除くのか?	(上記同様)
	対象外の経費	市町村の事務負担が増えるのに、人件費は見てもらえないのか?	あくまで住民の手に届くギフトの中身に関するものを補助対象とする。
	対象の子	生後6カ月以内という対象を、絞る又は広げることは可能か?	母子保健法で義務化されている乳児検診は「1歳6か月児」と「3歳児」であるが、妊婦検診や出産後の乳児健診スケジュールは各自治体によって異なり、1か月健診、3~4か月健診、6~7か月健診、9~10か月健診、1歳健診の全5回程度が一般的であると聞いている。こちらの想定としては、孤育てやワンオペ育児の防止のため、可能な限り早期(できれば出産前)に接点を持つという趣旨で、生後6カ月以内と区切らせてもらった。一方、実際に現場で実施する市町村の方の認識も確認したかったので、ぜひご所見を教えてください。
	補助額	「育児用品の詰め合わせ、一時保育利用券、金券等」とあるがメニューによって補助額が変わることはないか?	補助金額は同一の予定。
事務執行体制	複数メニュー	メニューは複数用意することが必須か?	複数の用意を想定しているが、それでは実施困難などの課題認識があればぜひ教えてください。
	現金給付	ギフトの中身として、現金給付のみはだめなのか?	現金給付のみは想定していない。ベビーボックスと現金給付のどちらかを選べるなど、複数メニュー用意することを検討してもらいたい。なお、現金給付する場合も、振り込んで終わりではなく、例えば窓口の手渡しなどを検討してもらいたい。この点については皆様のご意見を伺いたい。
	住民への周知	既存事業の廃止や新事業の実施について、住民への周知は県がやってくれるのか?	事業の中身は各市町村ごとに異なるため、原則として各市町村の皆様をお願いしたい。県としてもHPや「まいたま」などを活用して周知していく。
	商品調達	商品の調達先に制限はあるか(市内事業者、県内事業者に限るなど)	県として制限をすることは予定していない。